



令和 7 年 第 9 回 総 会

会 議 録

期 日	令和 7 年 9 月 3 0 日
場 所	枕崎市妙見センター

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和7年第9回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日 令和7年9月30日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	4 0	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	4 1	農業振興地域整備計画変更協議に係る意見（案）について
4	4 2	農地法第3条許可申請について
5	4 3	農地法第5条許可申請について
6	4 4	農用地利用集積等促進計画の調整について
7	4 5	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
9 月 30 日	午前 9 時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1 番	天 達 範 隆	農 業 委 員
	2 番	今給黎 龍 浪	農 業 委 員
	3 番	水 野 正 子	農 業 委 員
	4 番	篠 原 正	農 業 委 員
	5 番	畑 野 真 人	農 業 委 員
	6 番	園 田 和 寛	農 業 委 員
	7 番	原 田 克 子	農 業 委 員
	8 番	眞 茅 文 男	農 業 委 員
	9 番	白 澤 千恵子	農 業 委 員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	1 4 番	白 澤 敦 行	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

1 0 番	俵積田 広昭	農 業 委 員
1 1 番	中 原 敬 彦	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	永 江 靖 博
農 地 係 長	天 達 恵 一
農 地 係 参 事 補	新 屋 敷 嘉 一

午前 9 時00分 開会

議長

開会前にお知らせします。

俵積田広昭委員，中原委員から，本日は欠席するとの連絡がありましたので，ご承知おきください。

令和7年第9回農業委員会総会を本日招集しましたところ，出席委員 12 名で定足数に達しておりますので，ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は，お手元に配付のとおりですので，ご了承願います。

ここで，本総会の会議録署名委員を指名いたします。4 番篠原委員，5 番畑野委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は，本日1日限りとしてはと思いますが，御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって，本総会の会期は，本日1日限りと決定いたしました。

次に，日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について，事務局に説明をお願いいたします。

事務局

日程第2号議案第40号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号212号から214号までの合意解約は，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん1名，利用権設定をした者〇〇〇〇さん外1名です。

解約面積は畑が9筆で14,270 m²です。

以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について，整理番号212号から214号については，説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって，議案第40号は，同意することに決定いたしました。

次に，日程第3号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見（案）についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第3号議案第41号整理番号1号の農業振興地域整備計画変更協議に係る意見（案）について説明いたします。

議案書の2～3ページをご覧ください。

整理番号1号、申請人は東京都港区芝〇丁目〇〇番〇号、〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さんです。再生可能エネルギー資源を用いた発電事業等を営む会社です。

申請地は枕崎市別府字丸尾谷〇〇番〇、地目畑、地積763㎡です。

申請地所有者は下松町にお住いの〇〇〇〇氏です。

登記事項全部証明書を確認したところ、令和7年1月17日に農地法第5条の許可を条件として、条件付所有権移転仮登記がなされています。この仮登記の権利者は申請人と同じです。

変更後の用途は蓄電池用地として利用する計画です。

申請地は茶園として管理されており、北側は南薩縦貫道、東側は茶園、南側一部も茶園となっています。南側に隣接する別府字丸尾原〇〇番〇及び西側に隣接する〇〇番〇は山林で、申請地と一体として蓄電池設備の設置を計画しており、農用地利用計画の変更を申し出たものです。

農業振興地域整備計画変更後の農用地区域の利用上の支障、集団性の保持、土地利用の混在、担い手に対する利用集積等へ影響を及ぼすおそれは無いと考えられますが、仮に農業振興地域から除外された場合の農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、かつ、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地であることから第1種農地に該当します。

当該計画は第1種農地における農地転用許可の不許可例外事項に該当せず、農地転用許可の見込みがないため、本件の農業振興地域整備計画変更については適当ではないと考えられます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

眞茅委員をお願いします。

8番（眞茅委員）9月19日、白澤委員、事務局の天達係長、農政課の農政係の田中主事補と現地調査を行いました。

申請地は事務局の説明のとおりです。現況としましては茶園として管理されています。

現地調査の結果、農用地区域の利用上の支障、担い手に対する利用集積等への影響を及ぼすおそれは低いと考えられますが、仮に農業振興地域から除外された場合、農地区分概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、かつ特定土地改良事業等の施行区域内にある農地であることから、第1種農地に該当すると考えられ、当該計画は第1種農地における農地転用許可の不許可例外事項に該当

せず、農地転用の見込みがないため、本件の農業振興地域整備計画変更については適当ではないと考えられます。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見（案）については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、議案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律31条の規定により、白澤敦行委員の退席をお願いいたします。

(白澤委員除斥)

まず、整理番号28号から32号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は7件です。

整理番号28号の申請地は、

白沢東町〇〇番，畑，411 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，83歳，高見町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，新規兼業農業，56歳，白沢東町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の農業開始ということであります。

申請地については7ページに掲載してあります。

旧薩摩酒造工場より南側約〇〇mに位置します。

整理番号29号の申請地は、

豊留町〇〇番，畑，661 m²，

瀬戸町〇〇番，畑，383 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，47歳，大阪府にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，新規農業，79歳，桜木町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農業開始ということであります。

申請地については9ページに掲載してあります。

豊留町〇〇番は瀬戸公園より南東側約〇〇mに位置し、

瀬戸町〇〇番は瀬戸公園より東側約〇〇mに位置します。

整理番号30号の申請地は、

板敷本町〇〇番〇，畑，600 m²，

板敷本町〇〇番〇，畑，925 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、52歳、大阪府にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、76歳、豊留町にお住まいです。
譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。
申請地については11ページに掲載してあります。
九州西濃運輸より西側約〇〇mに位置します。
整理番号31号の申請地は、
国見町〇〇番〇、畑、228㎡です。
譲渡人は、〇〇〇〇さん、自営業、57歳、国見町にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、66歳、国見町にお住まいです。
譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。
申請地については13ページに掲載してあります。
中原製茶より北西側約〇〇mに位置します。

整理番号32号の申請地は、
大塚中町〇番、畑、360㎡、
大塚中町〇〇番、畑、874㎡、
大塚中町〇〇番、畑、106㎡、
火之神北町〇〇番、畑、381㎡です。
譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、76歳、千葉県にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、43歳、大塚中町にお住まいです。
譲渡事由は、贈与、譲受人の規模拡大ということでもあります。
申請地については15、16ページに掲載してあります。
大塚中町〇番、〇〇番、〇〇番はニシムタより西側約〇〇mに位置し、
火之神北町〇〇番は薩摩酒造火之神工場より東側約〇〇mに位置します。
以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。
整理番号28号について、白澤千恵子委員をお願いします。

9番（白澤千恵子委員）整理番号28号について報告いたします。

9月3日に譲受人の〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。
譲受人は東白沢に居住する公務員です。
位置関係は事務局のとおりです。
申請地の東側は市道、西側は畑、南側は道、北側は自宅と畑です。
譲受人は現在、これまで本件農地を耕作してきた専業農家の〇〇さんの指導援助を受けて、キャベツとトマトを栽培しており、今後も同様に指導を受けながら栽培を行う予定であり、
本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は無い申請と思われます。
以上で報告を終わります。

議長 整理番号２９号について、俵積田広昭委員が調査いたしましたが、本日欠席のため事務局から説明いたします。

事務局 整理番号２９号について報告いたします。

９月９日に譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

豊留町〇〇番の東側，西側，南側，北側は畑です。

瀬戸町〇〇番の東側，南側，北側は畑，西側は公衆用道路です。

２筆とも畑かん地区です。

本件の権利取得後も引き続き甘藷を栽培する計画で問題の無い申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号３０号について、俵積田正康委員お願いします。

１２番（俵積田正康委員）整理番号３０号について報告いたします。

９月２日に譲受人と譲受人の弟，立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

譲受人は板敷集落に居住する甘藷農家です。

譲渡人は大阪府に移住しており，今回，処分したいとの意向があり，売買に至りました。

現在，譲受人が２０年前から甘藷を栽培しており，東側，北側は畑，西側，南側は公衆用道路です。

本件の権利取得後も引き続き甘藷を栽培する計画で問題の無い申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号３１号について、篠原委員お願いします。

４番（篠原委員）整理番号３１号について報告いたします。

９月１日，譲受人〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は２０年くらい前から茶畑として利用されており，東側と北側は道を挟んで畑，西側は市道，南側は公衆用道路です。

譲渡人から売り渡したいとの申し出があり，この申請地を買い入れて，今後も茶畑として栽培する計画で，効率的な経営が行われることから，問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号３２号について、園田委員お願いします。

６番（園田委員）整理番号３２号について報告いたします。

８月２８日に譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

譲受人は施設で菊を栽培する認定農業者です。

譲渡人の〇〇〇〇さんは譲受人の伯父にあたり、無償譲渡の申請になります。
大塚中町〇〇番の東側と西側は畑、南側は国道、北側は道を挟んで申請地の畑です。

大塚中町〇〇番と〇〇番隣接しますので合わせて報告します。

東側は河川と水路、西側は道と原野と宅地、南側は道と畑、北側は宅地と山林です。

申請地は数年前まで原野化していましたが現在は保全管理されています。

本件の権利取得後は路地野菜類を耕作する計画ですが、長期間原野化していた為、畑として整備するまで作物の検討をするとの事です。

火之神北町〇〇番は現在譲渡人が甘薯を栽培する畑で東側、南側、北側は甘薯を栽培する畑、西側は市道です。本件の権利取得後は引き続き甘薯を栽培する計画で問題の無い申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請のうち整理番号28号から32号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、整理番号28号から32号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

(白澤敦行委員入場)

続いて整理番号33号並びに34号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 整理番号33号の申請地は、

国見町〇〇番、畑、377㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、68歳、大塚中町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、72歳、国見町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の規模拡大ということであります。

申請地については18ページに掲載してあります。

中原集落墓地より北西側約〇〇mに位置します。

整理番号34号の申請地は、

板敷西町〇〇番、畑、716㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、71歳、鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、71歳、豊留町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということであります。

申請地については 34 ページに掲載してあります。

板敷集落墓地より北東側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 3 3 号について、篠原委員お願いします。

6 番（篠原委員）整理番号 3 3 号について報告いたします。

9 月 1 4 日、譲受人〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

譲受人は譲渡人の兄にあたります。

申請地は 1 2 年くらい前から茶畑として利用されており、西側、南側、北側は茶畑、東側は市道です。

権利取得後も茶畑として栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号 3 4 号について、俵積田正康委員お願いします。

1 2 番（俵積田正康委員）整理番号 3 4 号について報告いたします。

9 月 1 4 日、譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

譲受人は板敷集落に居住する甘藷農家です。

譲渡人は鹿児島市に移住しており、今回、処分したいとの意向があり、売買に至りました。

現在、譲受人が 2 0 年前から甘藷を栽培しており、東側は保全管理の畑、西側、北側は譲受人所有の畑、南側は市道です。

本件の権利取得後も引き続き甘藷を栽培する計画で問題の無い申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号農地法第 3 条許可申請の整理番号 3 3 号並びに 3 4 号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 4 2 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 5 号農地法第 5 条許可申請についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律 3 1 条の規定により、白澤敦行委員の退席をお願いいたします。

(白澤委員除斥)

- 事務局 まず、整理番号6号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件です。
- 整理番号6号の申請地は大塚中町〇〇番、畑、213㎡です。
- 譲受人は株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。
- 譲渡人は〇〇〇〇さんです。
- 転用目的は駐車場です。
- 申請事由は、「隣接する事業所の駐車場が不足している為、申請地を利用したい。」とのことです。
- 申請地は、23ページに掲載してあります。
- 南海自動車学校から南西側約〇〇mに位置します。
- 農地の区分は都市計画用途指定地域から〇〇m以内に位置する小集団の農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。
- 代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。
- 農地の区分、転用目的、計画面積は問題のないものと思われます。
- 建物はなく、周辺に農地はありません。
- 雨水については、側溝へ放流により処理する計画です。
- 以上、説明を終わります。
- 議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。
- 整理番号6号について、眞茅委員をお願いします。
- 8番(眞茅委員) 整理番号6号について報告いたします。
- 9月17日に白澤千恵子農業委員、事務局の新屋敷さんと相手方立会いの〇〇行政書士事務所の〇〇さん立会いのもと、現地調査を行いました。
- 申請地は事務局の説明のとおりです。
- 現況としましては、耕作放棄地状態であり、西側と北側は市道、南側は申請人の工場、東側は宅地、となっております。
- 周囲は、擁壁とブロックで囲まれており、排水対策としましては北側の市道側溝に流し、周囲には農地もなく、問題の無い申請では無いかと思われます。
- 以上報告を終わります。
- 議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
- (質疑なしと呼ぶものあり)
- ないようですので、質疑・意見を終結いたします。
- お諮りいたします。
- 日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号6号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。
- (異議なしと呼ぶものあり)
- 異議なしと認めます。

よって、整理番号6号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

(白澤敦行委員入場)

続いて整理番号7号並びに8号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 整理番号7号の申請地は平田町〇〇番，田，121 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「隣接する自宅に駐車場がなく、敷地もない為、申請地を利用したい。」とのことです。

申請地は、25 ページに掲載してあります。

旧中原水産より東側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種住居地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は121 m²で問題ないものと思われます。

転用にあたり、0.2m盛土をし、境界には、ブロック積みを施してあり、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

建物はなく、周辺に農地はありません。

雨水については、側溝へ放流により処理する計画です。

整理番号8号の申請地は木原町〇〇番，田，177 m²，木原町〇〇番，田，393 m²です。

借人は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです。

貸人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は木原町〇〇番が駐車場で、木原町〇〇番は一般住宅です。

申請事由は、「現在は借家住まいのため、申請地を借り受けて〇〇番に住宅を新築し、〇〇番には自己および来客用の駐車場を設置したい。」とのことです。

申請地は、27 ページに掲載してあります。

岩戸団地より北東側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

農地の区分、転用目的、計画面積は問題ないものと思われます。

転用にあたり、境界には、擁壁を施し、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。農地境界から1.5m控えて平屋建てとして日照通風等支障を及ぼさないよう措置し、生活排水は下水道、雨水は側溝へ排水する計画です。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号7号について、白澤千恵子委員をお願いします。

9 番（白澤千恵子委員）整理番号 7 号について報告いたします。

9 月 17 日に真茅農業委員、事務局の新屋敷さんと譲受人の父親の立会いのものと、現地調査を行いました。

申請地は事務局の説明のとおりです。

申請地の東側、南側は宅地、北側は雑種地、西側は市道です。

隣接地の南側、東側は境界にブロック積み、擁壁が施工されていますが、北側の土地に雨水が流れないように工事するとの事でした。

資金調達計画、被害防除計画も適正で、周囲には農地もなく、やむを得ない申請ではないかと思います。

以上報告を終わります。

議長 整理番号 8 号について、眞茅委員お願いします。

8 番（眞茅委員）整理番号 8 号について報告いたします。

9 月 17 日に白澤千恵子農業委員、事務局の新屋敷さんと相手方立会いの〇〇行政書士事務所の〇〇さん立会いのものと、現地調査を行いました。

申請地は事務局の説明のとおりです。

現況としましては、2 筆とも保全管理された農地で、申請地〇〇番は北側は畑、南側は申請地〇〇番、西側と東側は道路です。申請地〇〇番は北側は申請地〇〇番、西側と東側・南側は道路です。

2 筆とも同じ高さで、東側、西側、北側は擁壁で囲まれており、〇〇番の道路側の南側だけ土羽の法面となっております。

宅地の排水対策は、集水桝を設けて東側の水路に流すとのことでした。南側の駐車場については雨水が道に流出しないよう排水対策をするように指導しました。

資金調達計画、被害防除計画も適正で、北側の農地についても日照通風等の影響も問題がないと思われ、やむを得ない申請ではないかと思います。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 5 号農地法第 5 条許可申請の整理番号 7 号並びに 8 号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 6 号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第44号農用地利用集積等促進計画の調整について説明いたします。

28 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号267号から275号まで利用権設定を受ける者有限会社〇〇〇〇外8名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外7名で設定面積は、畑が14筆11,317㎡、樹園地が5筆8,728㎡、計19筆、20,045㎡です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積等促進計画の調整については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第44号の決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第7号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題いたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第7号議案第45号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明申し上げます。

議案書の29ページをごらんください。

農業委員会で、公正・公平に職務を遂行し、法令等を遵守することはもとより綱紀の保持に一層努めるため、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を農業委員会の総会において実施すること、また、申し合わせ決議や注意喚起の内容を総会議事録に残すこととなっています。

このことから、本市農業委員会においても、農地制度の厳正な執行を徹底し、綱紀の保持に一層努めるため、法令遵守の申し合わせ決議を行おうとするものです。

決議内容につきましては、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年9月30日 枕崎市農業委員会

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」については、原案のとおり決議することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり決議することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 4 5 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 篠原 正

会議録署名委員 畑野 真人